



常盤八幡宮年縄奉納行事

今月の内容

行財政改革に関する取組について	2～3
町の財政状況	4～5
バランスシート&行政コスト計算書	6～7
消防だより	8
平成20年 出初式・「ねんきん特別便」について	9
町のわだい・川柳 紫柳社	10～11
ふれあいライフ	12
としょかんだより	13
所得税・町県民税の申告相談について	14
こんにちは国保係です・3月の健康係の予定	15
お知らせ	16～19
れっつえんじょい	20

藤崎町民憲章 (2007.12.5制定)

私たちは、津軽平野の中央に居住し、霊峰岩木山を望み、自然の恵み豊かなまちに育てられた藤崎町民です。

郷土に誇りを持ち、「みんなで創る 心豊かな 優しいまち」の実現をめざし、藤崎町の限りない発展に願いをこめて、この憲章を定めます。

1. 私たちは、緑や水や土を大切に、美しいまちをつくります。
1. 私たちは、すこやかな心と体をはぐくみ、元気なまちをつくります。
1. 私たちは、働ける喜びと誇りを持ち、未来につなげる豊かなまちをつくります。
1. 私たちは、きまりを守り、家族や隣人を愛し、明るいまちをつくります。
1. 私たちは、歴史と伝統を大切に、常に学び、文化の香り高いまちをつくります。

私たちは、この憲章を道しるべとして、豊かなまちづくりに、たくましく前進します。
そして、このまちを愛します。

行財政改革に関する取組についてお知らせします

町では、行財政改革推進計画や集中改革プランに基づき、各種の行財政改革に取り組んでいます。さまざまな取り組みの中から、今回は平成20年4月1日から変更となる事項についてお知らせします。

取組1 使用料・手数料の見直し

行政サービスの受益に応じた負担の公平性という観点から、使用料および手数料の一部見直しを行いました。

○老人福祉センター温泉入浴料等の見直し

現在「西豊田温泉」および「ときわ温泉」の利用条件が異なることや、無料入浴者の増加などにより運営費を税金等で賄う割合が高くなっていることから、入浴料および入浴時間の見直しを行いました。

<温泉入浴料>

区 分	現 行		平成20年4月1日から 西豊田温泉・ときわ温泉とも
	西豊田温泉	ときわ温泉	
大人(15歳以上)	250円	220円	250円
中人(6歳以上14歳以下)	100円	90円	100円
小人(6歳未満)	50円	50円	50円
藤崎いきいき手形掲示者	無 料		100円

<入浴時間>

区 分	現 行		平成20年4月1日から 西豊田温泉・ときわ温泉とも
	西豊田温泉	ときわ温泉	
通常	午前9時～午後9時	午前6時～午後9時	午前7時～午後9時
夏期	—	午前6時～午後10時	
65歳以上	—	午前6時～午後6時	
休日	毎月1日・15日	毎月1日	ときわ温泉1日、西豊田温泉15日

○斎場使用料の見直し

斎場の運営にかかる経費(修繕料を除く)の6割近くが税金等で賄われており、燃料費の高騰なども踏まえ使用料の見直しを行いました。

区 分	現 行		平成20年4月1日から	
	町 内	町 外	町 内	町 外
10歳以上	5,000円	30,000円	7,000円	現行どおり ※平成18年に改正
10歳未満	3,000円	18,000円	5,000円	
死産児	1,500円	9,000円	2,500円	
人体の一部	1,000円	7,000円	1,500円	
改葬	2,000円	7,000円	3,000円	

○児童クラブの登録料について

これまでは児童クラブの運営にかかる経費や保険料などは町が全額負担していましたが、今後は利用者の方に登録料として一部を負担していただくこととしました。

平成20年4月1日から 登録料 1,000円

○証明書発行等手数料の一部見直し

住民基本台帳等の電算化に伴い維持費が増大したことなどから、証明書発行等手数料について見直しを行いました。

200円/件・通の証明書等 → 平成20年4月1日から 300円/件・通

例：個人の住民票の写し交付手数料、印鑑登録証交付手数料、印鑑登録証明手数料
戸籍の附票の写し交付手数料、身分証明書交付手数料
資産に関する証明手数料（土地証明・家屋証明・償却資産証明）
所得・課税に関する証明手数料（所得証明・課税証明・非課税証明）
耕作証明書交付手数料

など

○小中学校の災害共済給付制度加入金について

この制度は、学校管理下で児童生徒がけがなどをした際、保護者に給付金が支払われる制度で、これまでが町が加入金を全額負担していましたが、本来は4～6割を保護者が負担すべきと定められていることから、保護者負担額の見直しを行いました。

平成20年4月1日から 保護者負担額(年額) 460円(5割負担)

取組2 事務事業の整理合理化

限られた財源の中で、時代に即したニーズに対応していくため、必要性、効果等を吟味しながら事務事業の整理合理化に取り組んでいます。

○長寿祝金の見直し

敬老思想の普及と生きがいを図ることを目的として祝金を支給してきましたが、高齢者人口が年々増加傾向にあることから、事業内容を見直しました。

区 分	現 行	平成20年4月1日から
95歳	20万円・顕彰状	顕彰状
100歳	100万円・顕彰状	20万円・顕彰状

取組3 外部委託の推進

公の施設の管理については、民間の能力を活用した効率的な運営と住民サービス向上のため、指定管理者制度の導入を推進しています。町が所有している集会施設についても、各町内・地区会等を指定管理者とし、地域住民による自主的な運営を図ります。

○藤崎病院について

医療法人ときわ会を指定管理者とし、有床診療所として設置します。

内 容	現 行	平成20年4月1日から
施設名	藤崎町国民健康保険藤崎病院	藤崎町立藤崎診療所
運営主体	町	医療法人ときわ会
診療科目	内科・外科	内科・外科
病床数	90床	19床
診療時間	月～金 午前8時30分～午後4時45分 土 午前8時30分～正午	月～金 午前8時50分～午後4時50分 土及び8月13日～14日 午前8時50分～正午
休診日	日曜、祝休日、12月29日～1月3日	日曜、祝休日、12月31日～1月3日、 10月第3土曜日
患者送迎バス	弘南バスに委託	医療法人ときわ会が運行(現行の経路)

町では、健全で安定した町政運営のため、今後も引き続きさまざまな行財政改革に取り組んでいきますので、ご理解とご協力をお願いいたします。行財政改革についてのご意見やご要望などは、総務課行財政改革推進室へお知らせください。

町の財政状況

町財政の現状とその課題

町財政の生命線である地方交付税総額が年々削減される一方で、公債費(借金の返済)、扶助費などの義務的経費が増大し、財政の自由度が大幅に減少しています。また、毎年生じる財源不足額の大部分を財政調整基金等の取り崩しで対処してきた結果、ここ数年で基金が底をつく危機的状況にあります。

昨年六月には地方自治体の財政破綻を未然に防止するための「財政健全化法」が成立し、全国の地方自治体の財政状況が実質赤字比率や連結赤字比率などの指標で判断されることになりました。財政状況が悪化した場合には「財政再生団体」に指定され、北海道夕張市のような国の管理下に置かれることとなります。

町では引き続き行財政改革を断行し、持続可能な財政運営を目指しています。

歳入

【町税】

町の歳入の根幹をなす町税は、国の補助金等が削減された分、税制改正(国の三位一体改革による所得税から住民税への税源移譲等)により町税全体では伸びてはいるものの、昨今の景気回復による法人税収の伸びが期待される一部の都市部と違い、地域経済の停滞や農業を取り巻く環境の厳しさから依然として不況感が強く、むしろ個人住民税や固定資産税等の滞納額の増加が懸念されることでもあります。

町では税収増対策の一環として町税等収納対策本部を設置して、税負担の公平性を保つ観点から滞納額等の回収強化策に努めています。

【地方交付税】

町財政が大きく依存し、まさに生命線ともいうべき地方交付

税収入(財政力に依り、国から交付されるお金)は、これまで伸び悩みという状況はあっても減額という局面はありませんでした。

しかし、平成十六年度における急激かつ大幅な削減以降は様相が一変し、普通交付税臨時財政対策債は年々削減される傾向にあります。(図1参照)

平成十五年度を基準年度とした場合、平成十六年度から平成十九年度までの四年間の累計で約十億円も減額されています。

【町債】

町債は、自治体が財源の調達を目的として行う「借金」で、その返済が長期にわたるものを指し、いわば町のローンを指します。

当町の場合、これまで藤崎中学校改築事業や「コミュニティプラザ」および東西連絡自由道路建設事業等の大規模な建設事業があったため、ここ数年で町債残高が大幅に伸びています。

今後合併特例債事業(学校

給食センター建設事業、藤崎小学校改築事業、まちづくり振興基金造成事業等)や藤崎病院の残債の引き受けが見込まれることから、町債残高は百十八億円から百二十六億円程度の水準で推移するものと思われます。

歳出

【義務的経費】

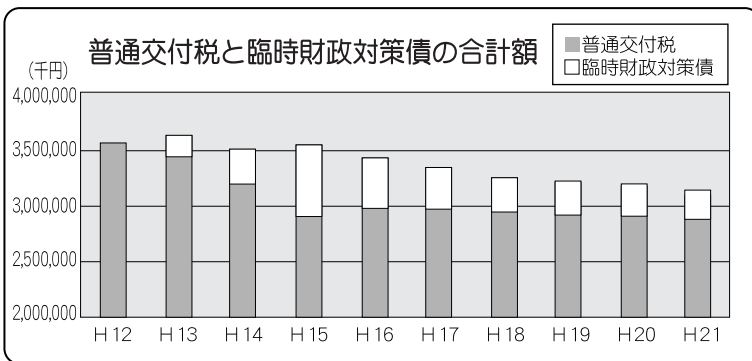
義務的経費とは、人件費、扶助費および公債費のことで、支出が義務づけられている経費です。人件費は団体が存続する限り経常的に支出しなければならず、扶助費は支援給付費、児童手当をはじめ大部分が法令の規定により義務づけられたものです。また、公債費は町債の償還に要する元利償還金であって、いずれも任意に削減できない経費です。

人件費については、一般会計の職員数が平成十九年度で百五十七人となり、ここ五年間で二十四人削減したこと等により年々減少しています。平成二十年度以降についても病院事務職員の一部会計への異動、団塊世代の定年退職や病院医療職員の整理退職等に伴う退職手当負担金の増など人件費を押し上げる要因はあるものの、団塊世代の定年退職者の不補充(特別職(町長、副町長、収入役、教育長)の期末手当や一般職の給与や管理職手当のカット等)により人件費の抑制に努めています。

扶助費については、少子高齢化の進展に伴う児童手当の拡充や社会保障費の増によって今後とも増えていくことが予想されます。

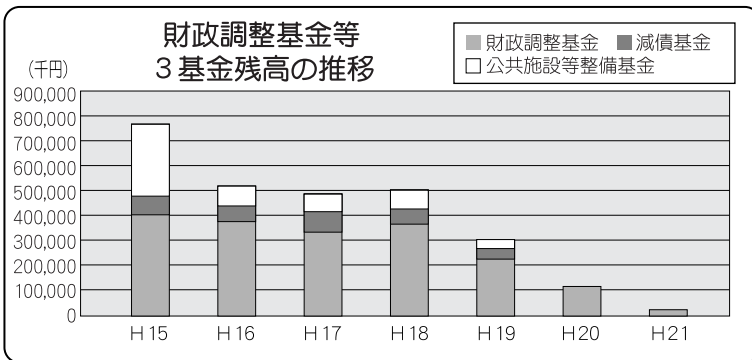
公債費については、町債残高

(図1)



【普通建設費】
普通建設費とは、その支出効果が資本形成に向けられ、施設等がストックとして将来残るものに支出される経費をいい、工事費や公有財産購入費などの普通建設事業費を指します。
当町の場合は、合併特例債事業を中心に考えられており、その主なものとしては、子どもの森公園整備事業、学校給食センター建設事業、藤崎小学校改築事業、柏木堰地区消融雪溝整備事業等があります。

(図2)



ただ、地方単独事業の投資的経費は国の公共事業と同じく三割程度の削減努力が求められており、「プライマリバランス(町債と元金償還金)を考慮した、計画的普通建設事業の遂行が重要と考えられます。

その他の財政運営上の課題

【財政調整基金等の危機的残高】

これまで一般会計の財源不足額は、町の貯金である財政調整基金等を取り崩して補てんしてきましたが、このまま地方交付税が削減され続けた場合には、平成二十一年度には財政調整基金等の残高も三千万円程度まで減少することが予想される危機的状況

況です。(図二参照)

よって、滞納税等の回収強化策をはじめ、人件費を含めた徹底した歳出削減を中心とした行財政改革が求められております。

【インフラ整備と社会保険】

下水道は下水道料金で費用を賄つことを、公立病院は医療収入でその費用を賄つことをある程度期待されています。しかし実際には、これらの運営は一般的には独立採算は難しく、町ではこれらの企業会計に対して補助金や出資金という形で支援しています。特に下水道事業については、住

環境整備や環境保全型農業を推進するため積極的に投資してきた結果、その整備率はほぼ100%を達成し、県内随一を誇っております。しかし、一方では町債残高が平成十八年度末現在七十三億円にも上り、その元利償還金返済に苦しんでいます。よって下水道財政運営上、下水道接続率の向上策や下水道料金値上げの再検討が重要課題となっております。

国保会計や老保会計および介護保険会計の社会保険関連の支出は、一人ひとりの利用の積み重ねから自動的に町が支払う額が決まってしまうためコントロールが利きにくいという特徴があります。

昨今の急速に進行する少子高齢化社会にあつて、社会保険の特別会計を健全化すること、ひいては保険給付費の削減(健康な町民づくり)をこのようにしていくことが大変重要であり、かつ難しい課題となっております。

藤崎町財政計画 (平成19年10月試算)

(一般会計ベース)

(単位:千円、%)

区分	年度	H17 (実績)		H18 (実績)		H19		H20		H21	
			伸率		伸率		伸率		伸率		伸率
歳入	町税	999,456	3.9	999,048	▲0.0	1,120,003	12.1	1,116,000	▲0.4	1,116,000	0.0
	地方譲与税等	359,506	20.5	405,066	12.7	275,491	▲32.0	267,002	▲3.1	262,002	▲1.9
	地方交付税	3,404,364	3.7	3,306,541	▲2.9	3,227,160	▲2.4	3,050,000	▲5.5	3,013,500	▲1.2
	普通交付税	2,989,328	0.0	2,964,919	▲0.8	2,927,160	▲1.3	2,900,000	▲0.9	2,871,000	▲1.0
	特別交付税	415,036	42.0	341,622	▲17.7	300,000	▲12.2	150,000	▲50.0	142,500	▲5.0
	国庫・県支出金	1,107,872	21.4	817,895	▲26.2	772,865	▲5.5	813,163	5.2	835,689	2.8
	町債	1,506,100	▲10.3	1,138,500	▲24.4	724,800	▲38.3	1,458,100	101.2	1,019,100	▲30.1
	臨時財政対策債	334,800	▲29.3	302,900	▲9.5	274,800	▲9.3	250,000	▲9.0	223,000	▲10.8
	その他の町債	1,171,300	▲3.9	835,600	▲28.7	450,000	▲46.1	1,208,100	168.5	796,100	▲34.1
	その他の歳入	1,019,553	▲13.1	752,289	▲26.2	441,211	▲41.4	367,605	▲16.7	308,108	▲16.2
歳入合計	8,396,851	0.5	7,419,339	▲11.6	6,561,530	▲11.6	7,071,870	7.8	6,554,399	▲7.3	
歳出	義務的経費	3,318,696	0.4	3,208,793	▲3.3	3,313,104	3.3	3,368,062	1.7	3,368,354	0.0
	人件費	1,611,360	▲0.2	1,516,321	▲5.9	1,497,569	▲1.2	1,472,267	▲1.7	1,470,430	▲0.1
	扶助費	713,407	16.0	699,178	▲2.0	728,849	4.2	745,511	2.3	745,511	0.0
	公債費	993,929	▲7.5	993,294	▲0.1	1,086,686	9.4	1,150,284	5.9	1,152,413	0.2
	普通建設事業費	1,404,602	▲27.5	861,334	▲38.7	457,237	▲46.9	1,383,775	202.6	819,329	▲40.8
	その他の歳出	3,556,422	24.7	3,200,293	▲10.0	3,005,321	▲6.1	2,496,403	▲16.9	2,451,508	▲1.8
	うち他会計への繰出金・補助金	1,077,911	25.0	1,139,588	5.7	1,100,572	▲3.4	816,571	▲25.8	805,571	▲1.3
	歳出合計	8,279,720	2.4	7,270,420	▲12.2	6,775,662	▲6.8	7,248,240	7.0	6,639,191	▲8.4

財源不足額 (歳入-歳出)	117,131	148,919	▲214,132	▲176,370	▲84,792
年度末基金残高	487,571	504,071	289,939	113,569	28,777

※基金は、財政調整基金、減債基金、公共施設等整備基金の3基金をいう。

※地方譲与税等：地方譲与税、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、地方特例交付金、自動車取得税交付金、交通安全対策特別交付金をいう。

※他会計への繰出金・補助金

繰出金・・・国保、老保、介護、公共下水道の特別会計への繰出金

補助金・・・水道事業、病院事業および農業集落排水事業の企業会計への補助金、出資金

どのぐらいのコストがかかっているの？

行政コスト計算書

普通会計バランスシート (H19.3.31)

(単位：千円)

借方 (資金をどのように使っているのかを示しています)		貸方 (資金をどのように集めたかを示しています)	
【資産の部】		【負債の部】	
<p>庁舎・道路等の公共施設や土地を、部門別に減価償却した資産を累計したものです。町の公共施設等の価値がわかります。</p>		<p>町の借金の残高や普通会計職員のリ退職金相当額(想定額)などを計上しています。</p>	
1 有形固定資産		1 固定負債	
(1)総務費	1,214,939	(1)町債	10,941,389
(2)民生費	1,065,550	(2)債務負担行為	
(3)衛生費	345,416	①物件の購入等	74,411
(4)労働費	0	②債務保証又は損失補償	0
(5)農林水産業費	1,152,538	債務負担行為計	74,411
(6)商工費	80,902	(3)退職給与引当金	1,792,074
(7)土木費	5,838,270		
(8)消防費	488,432		
(9)教育費	10,659,071		
(10)その他	2,153		
計	20,847,271		
うち土地	4,337,552		
有形固定資産合計	20,847,271	固定負債合計	12,807,874
2 投資等		2 流動負債	
(1)投資及び出資金	788,065	(1)町債翌年度償還予定額	873,090
(2)貸付金	500,020	(2)翌年度繰上充用金	0
(3)基金		流動負債合計	873,090
①特定目的基金	598,586		
②土地開発基金	0		
③定額運用基金	72,974		
基金計	671,560		
投資等合計	1,959,645	負債合計	13,680,964
3 流動資産		【正味資産の部】	
(1)現金・預金		1 国庫支出金	2,898,234
①財政調整基金	364,662	2 県支出金	864,360
②減債基金	59,208	3 一般財源等	6,039,983
③歳計現金	148,919		
現金・預金計	572,789		
(2)未収金			
①地方税	95,061		
②その他	8,775		
未収金計	103,836		
流動資産合計	676,625	正味資産合計	9,802,577
資産合計	23,483,541	負債・正味資産合計	23,483,541

バランスシートに計上していない、町の将来負担額を計上しています。

※債務負担行為に関する情報

①物件の購入等に係るもの	275,565 千円
②債務保証及び損失補償に係るもの	217,800 千円
③利子補給等に係るもの	882 千円

バランスシート &

普通会計行政コスト計算書 (H18.4.1～H19.3.31)

【性質別行政コスト】

区 分	総額(千円)	構成比率(%)	1人当たり(円) 人口16,545人
1 人にかかるもの(議員報酬、職員給、退職手当組合負担金などの経費)			
(1)人件費	1,351,510	22.0	81,684
(2)退職給与引当金繰入等	135,321	2.2	8,179
小 計	1,486,831	24.2	89,863
2 物にかかるもの(消耗品、光熱水費、施設の修繕などの経費)			
(1)物件費	919,294	15.0	55,564
(2)維持補修費	58,868	0.9	3,559
(3)減価償却費	895,717	14.6	54,138
小 計	1,873,879	30.5	113,261
3 移転支的なもの(児童手当、各種団体補助金、特別会計繰出金などの経費)			
(1)扶助費	699,178	11.4	42,259
(2)補助費等	1,083,207	17.6	65,470
(3)繰出金	596,268	9.7	36,039
(4)普通建設事業費	176,165	2.9	10,647
小 計	2,554,818	41.6	154,415
4 その他(町債の支払利息、税の不納欠損額などの経費)			
(1)災害復旧事業費			
(2)失業対策事業費			
(3)公債費利子分のみ	211,844	3.4	12,804
(4)債務負担行為繰入			
(5)不納欠損額	16,204	0.3	979
小 計	228,048	3.7	13,783
性質別行政コスト合計 a	6,143,576	100.0	371,322

【収入項目】

区 分	総額(千円)	構成比率(%)	1人当たり(円)
1 使用料・手数料等 b	223,168		13,488
b/a	3.6		
2 国庫(県)支出金 c	620,282		37,490
c/a	10.1		
3 一般財源 d	4,817,248		291,160
d/a	78.4		
収入(b+c+d) e	5,660,698		342,138
4 正味資産国庫(県)支出金償却額 f	186,352		11,263
5 期首一般財源等 g	6,336,509		382,986
差引一般財源等増減額(e-a+f) h	△ 296,526		△ 17,921
6 期末一般財源等(g+h)	6,039,983		365,065

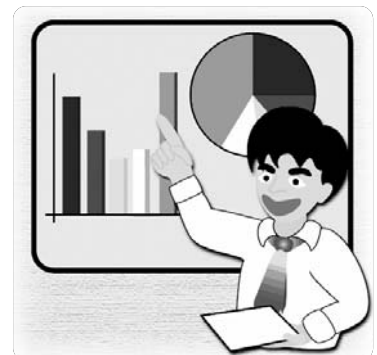
行政コスト計算書から分かること！

行政コスト計算書は、1年間に実施された町の資産形成(バランスシートに計上)以外の行政活動におけるコスト(費用)と収入を対比したもので、どのようなサービスにどれだけのコストがかかっているかなどを詳しく分析することができます。差引一般財源等増減額がマイナスになっていることから、町税等の収入以上にコストがかかったこととなり、当年度に提供された行政サービスが当年度の収入では足りないことを意味しています。また、移転支的コストの割合が41.6%と一番多くなっており、扶助的な経費や特別会計への繰出金などに多くのコストがかかっていることがわかります。

バランスシートから分かること！

町の決算では、家計簿と同じように「その年に税金などのお金がいくら入り、いくら使ったか」という単年度のお金の出し入れしかわかりませんが、バランスシート(貸借対照表)では、町民が安心し、快適に生活するための公共施設や道路などの資産を取得するために必要としたお金や町の負債を対比することで、将来の財政負担など、今までと違った視点から財政状況を分析することができます。

バランスシート上では、町の資産は有形固定資産だけで負債額を大きく上回っており、負債に見合う町民の生活基盤の整備がなされ、後世に過大な負債のみを引き継ぐことにはなっていません。しかしながら、町の公共施設や道路などの有形固定資産は、基本的に民間の資産のように売却できるものではありません。負債を上回る資産があるとはいえ、町債残高は年々増加してきており、町の財政状況は厳しいものとなっています。このようなことから、今後もさらに行財政改革を着実に実行し、財政の健全化に努める必要があります。





「火は見てる あなたが離れる その時を」

平成19年 北分署消防概況

平成19年中、北分署管内で5件の火災が発生し、また救急件数は351件の出動がありました。

火災については、昨年(平成18年)に比べて、4件の減少となり、町民のみなさまの防火意識の高揚が顕著に現れたものであり、今後とも、消防に対するご理解とご協力をお願いします。

また、救急件数は、昨年より22件の増となっており、年々増加の傾向にあります。

平成20年は“火災ゼロ”を目指し、我が家の火の元の安全をもう一度確かめながら、この運動にご協力ください。



	火災件数			救 急 件 数							
	合計	建物火災	その他火災	合計	急病	交通事故	一般負傷	自損行為	労働災害	転院搬送	その他
平成19年	5件	3件	2件	351件	201件	46件	32件	4件	1件	66件	1件
平成18年	9件	7件	2件	329件	184件	49件	42件	3件	1件	49件	1件

悪質な訪問販売にご用心!!



消防法および弘前地区消防事務組合火災予防条例の改正により、すべての住宅(共同住宅を含む)に住宅用火災警報器の設置が義務付けられました。

これに便乗し、住宅用火災警報器や消火器の不適正な販売(高額請求販売)や点検が行われている事案が発生しています。

悪質な訪問販売の被害にあわないよう次のことに注意しましょう。

- ① 消防署や消防団が販売することはありません。
- ② 販売員の身分証を確認し、契約書等に署名・押印しない。
- ③ 住宅用火災警報器や消火器などの値段を知っておくことも必要です。
- ④ 安心・安全な消防用設備業者から購入してください。

※(注) ご家庭に1本の消火器を設置することは大変望ましいことですが、消防法令上の義務はありません。

ワンポイント 応急手当て

冬将軍到来で、みなさん健康管理に十分注意していると思います。特に雪道は滑りやすく大変危険です。もしものために滑ってケガをした時の手当てを知っておきましょう。

【直接圧迫法】

どうしたらいいのですか？

1. 頭部を負傷した時の手当て

① 出血が多いときは、傷口に厚手のタオル等を強く押しあて迷わず救急車を呼ぶ。

出血が少ないときも、同様の手当てをし、病院へ行くか救急車を呼ぶ。

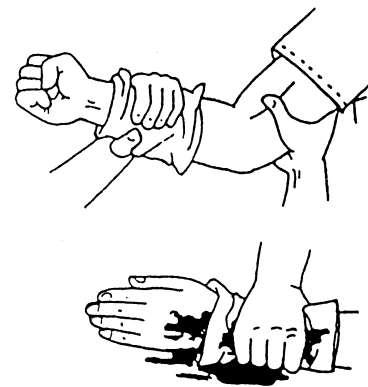
② 出血の有無にかかわらず、意識がなくなったりめまいや吐き気がある時は、迷わず救急車を呼ぶ。

2. 手足等を負傷した時の手当て

① 出血に関しては、頭部の手当てと同じ。

② 骨折または、骨折が疑われる時は、できるだけ負傷部を動かさないようにし、病院へ行くか救急車を呼ぶ。

③ 打撲の時には、負傷部を氷水等で冷やし、痛みが強い時には病院へ行く。



平成20年 藤崎町消防出初式



一月十三日、藤崎町消防出初式が行われました。大寒波の中、放水訓練、人員服装点検、機械点検、徒歩部隊・車両部隊分列行進が行われました。その後、町文化センターに会場を移し、まとい振りと式典が行われました。
表彰者は以下のとおりです。

◎町長表彰 ☆精績章

奈良 完治 (本部分団長)
横山 栄一 (本部分団長)
葛西 新一 (藤崎第十一分団分団長)

◎連合団長表彰 ☆感謝状

工藤 繁春 (本部前分団長)
太田 勲 (本部前分団長)
三浦 博 (本部前分団長)
古川 守 (本部前分団長)
對馬 巧兒 (藤崎第五分団前分団長)
佐々木 清春 (藤崎第七分団前分団長)
吉田 孝則 (藤崎第八分団前分団長)
永田 勇也 (藤崎第九分団前分団長)
葛西 博人 (藤崎第十一分団前分団長)
鈴木千鶴子 (婦人防火クラブ副委員長)
永田由美子 (婦人防火クラブ書記)

☆優良消防団員

清水 光昭 (藤崎第一分団)
白崎 紹仁 (藤崎第二分団)
野呂 良司 (藤崎第三分団)
福田 耕助 (藤崎第四分団)
外崎 竜也 (藤崎第五分団)
高木 和也 (藤崎第六分団)
佐々木 智 (藤崎第七分団)
赤平 修一 (藤崎第八分団)
木村 健 (藤崎第九分団)
中村 正人 (藤崎第十分団)
太田 直人 (藤崎第十一分団)
石動 浩之 (藤崎第一分団)
高木 正裕 (常盤第二分団班長)
工藤 秀毅 (常盤第四分団)
伊藤 秀雄 (常盤第五分団)
横山 英実 (常盤第六分団班長)
古川 裕介 (常盤第七分団)
米村 正彦 (常盤第八分団)
福士 慎吾 (常盤第九分団)
中山 龍治 (常盤第十分団)
龍治 (常盤第十一分団)

「ねんきん特別便」に係る出張相談などについて

社会保険庁では、いわゆる5,000万件の年金記録問題の解決のため、「ねんきん特別便」の送付を開始しています。これに合わせ出張相談所および専用ダイヤルが開設されます。

◇「ねんきん特別便」の送付対象者、発送時期

①名寄せの結果、記録が結びつく可能性のある方

☆年金受給者の方：平成19年12月～平成20年3月（藤崎町分は平成20年2月から発送予定）

☆年金受給者以外の方：平成20年2月～3月

② ①以外のすべての方（基礎年金番号が交付されている方）

☆年金受給者の方：平成20年4月～5月

☆年金受給者以外の方：平成20年6月～10月

◇出張相談（弘前社会保険事務所が開設）

日	時	場 所
2月13日（水）	午前10時～午後3時	常盤生涯学習文化会館
2月18日（月）	午前10時～午後3時	ふれあいずーむ館
3月10日（月）	午前10時～午後3時	ふれあいずーむ館

※持参するもの：送付された「ねんきん特別便」、印鑑、年金手帳、免許証や健康保険証など本人確認ができるもの、委任状（代理の方が来られる場合）、その他年金加入記録や納付記録の参考となるもの

◇「ねんきん特別便」専用ダイヤル（一般固定電話からは市内通話料金）

☎0570-058-555（携帯電話からも利用できます（IP電話・PHSからは☎03-6700-1144）

受付期間：平成20年3月31日まで

受付時間：月～金曜日 午前9時～午後8時

第2土曜日および3月9日（日） 午前9時～午後5時



第十三回常盤地区老人芸能大会

十二月二十五日スポーツプラザとぎわで第十三回常盤地区老人芸能大会が行われ、約二百人が参加しました。これは高齢者のみなさんが日頃から親しんでいる芸能を通して交流を図り、楽しみを増やす目的で町老人クラブ連合会が開催しているものです。舞台上では、この日のために練習を重ねた踊りや歌などが披露され、会場は大きな拍手と声援につつまれていました。



メリークリスマスプレゼント

十二月二十五日、藤崎区域の三保育所でクリスマス会が行われました。このうち、藤崎保育所では遊戯室に集まった子どもたちの前にサンタクロースさんが登場すると、みんな元気に「メリークリスマス」とあいさつしました。喜び子や泣き出す子どもなどさまざまでしたが、サンタクロースさんが子どもたち一人ひとりにプレゼントを手渡すと「ごともありがとう」と元気な声で答えていました。



「中学校体力作り」コンテスト入賞

十二月二十六日、明徳中学校の生徒が第二十一回毎日カップ「中学校体力作り」コンテストの結果報告のために小田桐町長を訪れました。これは、明徳中学校三年生男女のスポーツテストの結果が全国平均を上回った結果として学校の取り組みが評価され表彰されたものです。小田桐町長は「今後さらに心身ともに鍛錬し文武両道を目指し頑張ることを励み」と激励の言葉を述べていました。



新年互礼会

一月五日、平成二十年新年互礼会がふれあい館で行われました。これは町社会福祉協議会が主催、町商工会と常盤村農協が共催し、旧常盤村で開かれていた年始の恒例行事を引き継いだもので、今年で三回目となります。式典では、常盤詩吟サークルの祝吟吟詠や町文化協会の新春の舞、さわやかブリーコーラスの合唱が披露されました。

藤崎町立保育所民営化に関する説明会を開催します

町では、効率的な保育所運営と多様化する保育ニーズに柔軟に対応するため、民営化の実施に向けて取り組んでいます。そこで、利用者の方や地域の方々からご意見をいただき、よりよい民営化を目指すため「藤崎町立保育所民営化実施計画(案)」について下記日程により説明会を開催します。どなたでも参加できますのでお近くの会場へお越しください。

開催日	時間	場所
2月13日(水)	午後6時30分から	藤崎保育所
2月14日(木)	午後6時30分から	西中野目保育所
2月15日(金)	午後6時30分から	小畑保育所

●お問合せ 総務課行財政改革推進室 (2209・2005)

藤崎診療所基本協定調印式



十二月二十日、藤崎町立藤崎診療所の指定管理者による管理に関する基本協定調印式が行われ、小田桐町長とさわ会の永山隆造理事長が、齋藤町議会議長らの立ち会いのもと、協定書を取り交わしました。永山理事長は「町民の医療の質を低下させないよう近隣の開業医とも連携し頑張りたい」と決意を話しました。なお、平成二十年からの業務形態については、三ページに掲載しています。

九十五歳長寿祝金



十二月二十六日贈呈
古川 イツさん(福島)



一月七日贈呈
清水 やるさん(舟場)

町茶華道協会から 寄贈がありました

十二月二十一日、町茶華道協会は、毎年行っているチャリティりんご茶会の収益金の中から「教育のために役立ててほしい」と、町にデジタルカメラを寄贈しました。茶会は毎年好評で、県内外からたくさんの方が来場しています。



川柳

紫柳社

十二月例会入選作品抄 題「生きているうち」

「便利」「踏む」「風邪」

加川 燦川

スーパが隣り間に合う不意の客切り札を持たぬ下請けまた踏まれ道化服脱いだ途端に風邪を引き

福士 大笑

東京も日帰り出来る新幹線地固駄を踏んでもバスは遠くなる診察を待つ間も咳に囲まれる

阿部 とき

風邪引いた時だけ天下様になる錆びついた頭に便利な計算機飲み会の送り迎えに妻がいる

成田 波麻

「有難う」元気なうちに妻に言う便利さに慣れてますます錆びる脳すぐ飛んで来れる所へ嫁にやる

福井 朗人

病院で貰った風邪が後を引き味噌汁が昨夜の風邪を追い払うじゅうたんを踏むと公約脆くなり

野呂 文坊

新型が予防接種をあざ笑う当選を果し公約足踏みし便利さに胡座をかいている赤字

大谷 みつ

風邪引きの子の我儘をゆるす母

迂闊にも踏み込んで知るブライバシー
生存中母の秘伝を聞いておく

清水 川魚

生きている夢をいっぱい積み残し殉教を覚悟踏み絵をさき入れず休校の連鎖猛威をふるう風邪

福井 藤人

リフトより足ぶらさげて雪の山ジャツパ汁今夜は思い切り呑もう助産婦のベダルみぞれを突いていく

井利 酔狂

風邪かなと思うクシャミに玉子酒母の知恵借りて手軽に終える家事生きていくうちが花です恋もする

田中さち子

嫁取りも親孝行と母の笑み祭りごと学級閉鎖つまんないコンビニでチンして食べるほか

野呂 慧子

あの想い今再びは無理ですか新雪を踏んでりんごへお礼肥料友情を踏み倒させる不況風

最高点句

互選句「分担」
出席者全員選

加川 燦川

役員の分担主流派で決める

生涯学習だより ひれあいら이프



No.113

「白鳥を守る会」の

凛とした姿に感謝

新年早々、白鳥観察施設「こーやまるくん」に足を運んでみました。

そこでは、白鳥を世話してくれている三人の白鳥おじさんがいて、笑顔で迎えてくれたことに暖かさを感じたとともに、凛々しい姿を目の当たりにしました。

早速白鳥との関わりなどについて尋ねると、書類(データ)をもとに真剣な目で説明してくれたのがとても印象的で「白鳥への思いやり」が伝わり胸をうたれました。

三月に旅立つまで観察と世話は続きます。

「白鳥を守る会」の方へ

Q & A

Q 白鳥を観察してこの苦労話は？
A 特にはないです。しいて言えば大雪になった時、駐車場から白鳥のいる場所に到達する



白鳥を守る会の方々

までの雪片付けかな？(笑)
Q 白鳥を観察する時に注意してほしいことは？
A 現在はマナーも良くなってきていますが、愛犬を連れて来たり、長い棒状のものを持つてくると白鳥が警戒するの注意してほしい。
また、赤い色のものには白鳥が驚きます。
Q 白鳥にエサを与える時間は？
A 午前八時三十分前後と午後四時過ぎの二回
Q 白鳥の好物は？
A 一位 パンの耳 二位 青米 三位 とうもろこし 四位 りんご 五位 野菜くず

白鳥観察施設

「こーやまるくん」

◇利用可能期間

十二月一日～

翌年三月三十一日(無休)

◇開放時間

午前九時～午後4時

(入場料 無料)

◇利用方法

団体などで専用利用の場合は、町文化センターに申請する。

◇お問合せ

町文化センター
☎(75)3311



こーやまるくん

お正月にびったりな

楽しい生け花

十二月二十七日(木)に「お正月にびったりな楽しい生け花教室」が町文化センターで行われました。

参加者は、お正月らしい花材(松、ガーベラ、なんてん、葉ほたんだ)を特製のペットボトル

の花器に生けていました。紫のペーパーでラッピングしたり、さらに金と銀の水引で作った扇も飾り、正月にふさわしい作品に仕上がりました。



資料館あすか企画展
「パッチワークキルト展
〜工藤智恵子とキルトアップル〜」
開催

◇開催日時

二月二十二日(金)～
二十四日(日)

(最終日は午後三時三十分まで。)

◇開放時間

午前九時～午後四時三十分

◇入館料

無料

※期間中、実演・体験コーナーあります。(無料)

簡単ポーチ作製しますので、お気軽に声をかけてください。

◇お問合せ

常盤ふるさと資料館あすか

☎(65)4567

藤崎町の年縄をたずねて (その十九)

町教育委員会生涯学習課では町の文化財保護と活用に向けて様々な活動を行っております。昨年度に引き続き町内各神社に奉納されている年縄(としな)に注目し、紙面を利用してご紹介をしております。



林崎 荒磯崎神社

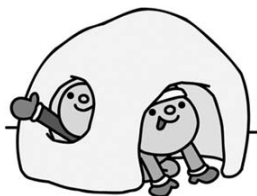


拡大写真

・額
・本体
「荒磯崎神社」(常設)
神殿前に市販の細注連縄。

としよかんだより



藤崎町図書館・大夢 ☎75-2288



2月の定期おはなし会『おはなしのとびら』
2月16日(土) 午前10時~11時
 ☆どこで…藤崎町図書館 児童室『よいこのくに』
 ☆おはなし…わつこの会のみなさん ☆さんが…無料
 どなたでも参加できますのでお気軽にどうぞお越しください。



《おはなしの内容》

<p>☆読み聞かせ 『ぐりとぐらのおおそうじ』 ながわりえこ(さく)・やまわきゆりこ(え)</p> <p>春がきました。ぐりとぐらの部屋はほこりだらけ。でも、ほうきや雑巾はぼろぼろで使い物になりません。そこで、2ひきは古くなった服などをたくさん着こんで、自分たちがほうきや雑巾になることにします…。</p>		<p>☆読み聞かせ 『ほとんぼんはなんのおと』 神沢利子(さく)・平山英三(え)</p> <p>冬ごもりの穴の中で、クマの母さんはふたごの坊やを生みました。坊やはおっぱいを飲んで少しずつ大きくなり、ながーい静かな冬の外から聞こえるさまざまな音は何の音とたずねます。「ほとんぼん」とつららのとける音…、それはうれしい春の兆し。</p>	
<p>☆紙芝居「ねずみちょうじゃ」、読み聞かせ「たべたらうち」・「なが鼻の内供さま」など</p>			

◎2008「若い人に贈る読書のすすめ」

社団法人読書推進運動協議会推薦の図書館で所蔵している本を一部ご紹介いたします。

<p>「映画篇」</p> <p>金城一紀(著) 集英社</p> 	<p>「ひとり日和」</p> <p>青山七恵(著) 河出書房新社</p> 	<p>「獣の奏者 I」闘蛇編 「獣の奏者 II」王獣編</p> <p>上橋菜穂子(著) 講談社</p> 	<p>「不都合な真実」 ECO入門編他地球温暖化の危機</p> <p>アル・ゴア(著) ランダムハウス講談社</p> 
<p>「新釈」走れメロス 他四篇」</p> <p>森見登美彦(著) 祥伝社</p> 	<p>「学生諸君！」</p> <p>漱石 ほか(著) 光文社</p> 	<p>「犬と私の10の約束」</p> <p>川口 晴(著) 文藝春秋</p> 	<p>「がばいばあちゃんの 勇気がわく50の言葉」</p> <p>島田 洋七(著) 徳間書店</p> 

◎本のご寄贈ありがとうございました

藤越在住の守部元気さんより詩集・句集(辻桃子関係書含む)関係の本を225冊ご寄贈いただきました。大変ありがとうございました。四季折々、風情あふれる個々の想いの募った詩・句集等は『辻桃子文庫』コーナーに設置してあります。

◎スイーツ特集

簡単＆本格的なチョコレートレシピや色々な手作りお菓子の本を集めました。チョコレートが苦手な方にはフルーツや野菜を使ったお菓子を贈ってみてはいかがでしょう？さらにタイトルが「チョコレート」の小説も展示中。



藤崎町図書館 大夢 2月の休館日

4日(月) 11日(月) 12日(火) 17日(日) 25日(月) 29日(金)

※毎月月末は図書整理のため休館となります。休館日は返却ポストをご利用ください

所得税・町県民税の申告相談が始まります

2月13日(水)から3月17日(月)までの期間に、所得税・町県民税兼国民健康保険税の申告相談を行います。税額はみなさんから提出していただく申告書をもとに算出しますので、期間内に申告をお願いいたします。申告をしない場合は所得証明書等を発行できなくなったりすることがありますのでご注意ください。

●申告受付時間・場所

受付時間 午前：8時30分～11時 午後：0時45分～3時

受付場所 役場3階中会議室（常盤支所での申告はできませんのでご了承ください）

申告受付日程表

受付日	対象町内名	受付日	対象町内名
2/13 水	館川町・伝馬・西中野目	2/28 木	徳下 三ツ屋
2/14 木		2/29 金	
2/15 金	木挽町・俵外 下俵外・柏木堰	3/3 月	榊 亀田
2/18 月		3/4 火	
2/19 火	舟場・表町・葛野	3/5 水	福左内 久井名館
2/20 水		3/6 木	
2/21 木	朝日町・藤越 西豊田一・二・三丁目	3/7 金	富柳 福館
2/22 金		3/10 月	
2/25 月	全 区 域	3/11 火	富柳 福館
2/26 火		3/12 水	
2/27 水	全 区 域	3/13 木	全 区 域
●お問合せ 税務課住民税係 (申告会場内線2600・2601)		3/14 金	
		3/17 月	

■平成19年度からの税源移譲によって所得税が減額となり、控除できる住宅借入金等特別特別控除額(住宅ローン控除)が減る場合があります。平成18年末までに入居し、所得税の住宅ローン控除を受けている方で、所得税から控除しきれなかった額がある場合は、翌年度の町県民税から控除できます。この控除を受けるためには、平成20年3月17日までに、申告書を提出していただく必要があります。申請書は、役場税務課、常盤支所および申告相談会場にございます。また、総務省ホームページの「個人住民税住宅ローン控除申告書作成ツール」で住宅ローン控除申告書を作成することができますのでご利用ください。

(総務省ホームページアドレス http://www.soumu.go.jp/czaisei/czaisei_seido/zeigenijou2.html)

申告書の提出先：①所得税の確定申告をされない方

源泉徴収票を添付して、申告相談会場へ提出してください。

②所得税の確定申告をされる方

所得税の確定申告書と一緒に税務署か、申告相談会場へ提出してください。

■所得税申告書は国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で作成することができ、作成した申告書は送付により提出できますのでご利用ください。

(国税庁ホームページアドレス <http://www.nta.go.jp/>)

要介護認定者の障害者控除について

介護保険法の要介護認定を受けている方については、所得税および地方税の「障害者控除」および「特別障害者控除」の対象となり、おおむねの目安として、要介護1から要介護3までの方は「障害者控除」、要介護4および要介護5の方については「特別障害者控除」を受けることができ、その際の取り扱いについては次のとおりになります。

①役場の申告会場にて申告される方

申告会場において、申告の担当者に介護保険証を提示のうえ、控除申請をしてください。

②役場以外(税務署等)で申告される方

「障害者控除」および「特別障害者控除」を受ける場合は、「障害者控除対象者認定書」が必要となりますので、役場福祉課介護保険係の窓口において申請してください。

●お問合せ 福祉課介護保険係(内線2113)

こんにちは 国保係です



◆ 医療費控除について ◆

今年も間もなく「確定申告」の時期となります。本人及び生計を同じくする親族が支払った医療費が、一定額以上ある場合医療費控除を受けることができます。

1. 対象となる主な医療費

- ①医師・歯科医師による診療や治療の代金
- ②治療のためのあんま・マッサージなどの施術代
- ③寝たきりの方のおむつ代
- ※原則領収書（レシートでも可）が必要。おむつ代など医師の証明書が必要な場合もあります



2. 保険金などを受け取った場合は差し引かれます

- ①生命保険契約に基づいて受け取った入院給付金等
- ②町から支給を受けた高額療養費等

3. 医療費控除額の計算

平成19年中に支払った医療費総額	－	受け取った保険金などの総額	－	「10万円」と「所得の合計額の5%」のいずれか少ない金額	=	医療費控除額 (最高200万円)
------------------	---	---------------	---	------------------------------	---	---------------------

(例) 1年間の医療費が100万円で、生命保険の入院給付金が30万円、町から支給された高額療養費が30万円、年間所得が300万円のときの医療費控除額は {100万円－60万円}－{10万円}＝30万円となり、所得から30万円が控除されます。

詳しくは、役場住民課または黒石税務署までお問い合わせください。

★該当するしないにかかわらず、高額療養費はもちろん、医療費控除を受けられる場合がありますので、領収書についてはできる限り保管しておかれることをお勧めします。

●お問合せ 住民課国保年金係(内線2133・2134)

3月の健康係の予定

満1歳のお誕生日を迎えたらMR(麻しん・風しん)の予防接種を受けましょう

区分・対象年齢等	日時	場所	内容
すこやか健診			
1歳6か月児健診 H18年7月～8月生	受付 6日(木) 13:00～13:15	町文化センター	身体計測、内科、歯科、保健指導、栄養指導、歯科指導
3歳児健診 H16年7月～8月生	受付 13日(木) 12:30～12:45	町文化センター	身体計測、内科、歯科、耳鼻科、視力、聴覚、尿検査、精神発達、保健指導、栄養指導
健康相談			
成人健康相談 成人の方	5日(水) 10:00～11:30	常盤老人福祉センター	血圧測定、健診後のアドバイス、ドック結果説明
	12日(水) 10:00～11:30	町文化センター	
母子健康相談 育児中の方・妊娠中の方	4日(火) 10:00～11:30	町文化センター	妊娠中のアドバイス、赤ちゃんの身体測定、育児相談

●お問合せ 福祉課健康係(内線2120～2124)

平成20年度 学童保育の児童募集

町では、児童の保護者が、共働きや自営業などを営んでいるため、放課後も家族が留守になる小学1年生から3年生までの児童たちに、公的施設や地域の施設を利用し、遊び・読書・グループ活動等を通して、その健全な育成を図るために『学童保育』を実施しています。

下記のとおり募集しますので希望される方は、申込書を提出してください。

申込書は住民課子育て支援係・各保育所(園)・各小学校・幼稚園にあります。また、現在学童保育に入っている児童も改めて申請してください。

- ◇募集対象 小学校1年生から3年生までの児童
- ◇応募資格 労働等により日中保護者が不在の家庭
- ◇登録料 1,000円
※登録料は4月に納付書を送付しますので、納付してください。

◇募集期間 2月4日(月)～15日(金) *土・日曜日、祝日を除く

◇実施期間および時間

①実施期間 平成20年4月1日～平成21年3月31日

②実施時間 月曜日～金曜日 放課後等～午後6時
土曜日・休校日 午前8時15分～午後6時

③休業日 日曜日、祝祭日、年末年始、振替休日、8月13日～15日

◇実施場所 藤崎小学校・スポーツプラザ藤崎・西中野日地区体育館
小畑地区体育館・常盤生涯学習文化会館

◇申込受付場所 住民課子育て支援係

●お問合せ 住民課子育て支援係(内線2136)

平成20年度「就学援助制度」のお知らせ

この制度は、小・中学校の児童生徒がいる家庭で、経済的な理由等により就学が困難と認められる家庭に対して、必要な経費の一部を援助するものです。

◇対象児童生徒 平成20年度において、小・中学校に在学する児童生徒

◇対象となる家庭

- ①生活保護を受けている家庭
- ②生活保護の停止・廃止を受けた家庭
- ③町民税を課税されていない家庭
- ④町民税、固定資産税、国民健康保険税の減免を受けた家庭
- ⑤児童扶養手当を支給されている家庭

◇申請について

申請用紙(町教育委員会学務課・各学校にあります)に、必要事項を記入し、町教育委員会学務課または各学校に提出してください。

生活保護を受けている方は、保護開始通知書の写し(コピー)を、児童扶養手当を受けている方は、児童扶養手当証書または認定通知書の写し(コピー)も併せて提出してください。

※現在、就学援助を受けている児童生徒も申請が必要となりますので、手続きをしてください。

◇申請受付期間 2月20日(水)まで

●お問合せ 町教育委員会学務課 ☎69-5010

広報ふじさき有料広告

俵舂テレビ住設

藤崎町俵舂
☎75-2848

<営業案内>

- デジタルテレビ、家電
- 石油ストーブ各種、ボイラー
- 風呂の設備
- 電気工事

各種新設と修理

<資格>

- テレビ修理技術者
- 第二種電気工事士
- 石油機器技術管理士
- 給水装置主任技術者

『広報ふじさき』に広告を掲載しませんか

町内の各世帯に配布される広報紙をご活用ください

広告の規格・掲載料等(1回あたり)

- ・1号広告(縦45mm×横83mm) 5,000円
- ・2号広告(縦45mm×横170mm) 10,000円
- ・3号広告(縦100mm×横170mm) 20,000円
- ・4号広告(縦260mm×横170mm) 40,000円

広告申込は、企業、個人事業主または団体で、町内に事業所等を有する方に限ります。●お問合せ 企画課企画係(内線2223)



第2回藤崎町キンボール大会 開催について

◇開催日 2月24日(日)

◇場所 スポーツプラザ藤崎

◇日程

午前8時15分～ 受付

午前8時30分～ 開会式

正午～(予定) 閉会式

◇種目(性別は問わない)

○小学生の部(小学4年生以上)

○一般の部(中学生以上)

◇チーム

1チーム4人で構成し、選手登録は10人以内とする。

◇試合方法

①日本キンボール連盟制定の競技規則により実施する。

②参加チーム数等により主催者が決定し、当日詳細を説明する。

※当日は試合前に30分程度ルール説明と練習を行う予定です。

※室内用運動靴、汗拭きタオルを準備してください。

◇申込方法

2月15日(金)までにスポーツプラザ藤崎または常盤生涯学習文化会館へ申し込んでください。

●お問合せ

スポーツプラザ藤崎 ☎75-3323

『広報ふじさき』はきちゃんと分別して指定された日の午前8時までに出しおきましょう

町の行事予定

2月15日～3月14日

2月16日(土)

第3回 藤崎町社会福祉大会
町文化センター

2月24日(日)

第26回津軽大風大会
矢沢地区水田

3月10日(月)

献血(全血)
ジャスコ藤崎店駐車場

地域子育て支援センター エレクトーンで癒しのひととき

新しい年を迎えました。今年もお子さまのすこやかな成長と、みなさまのご健康を願っております。

地域子育て支援センターでは、毎日育児を頑張っているママにエレクトーンの音色に包まれながら癒しのひとときを過ごし、寒い冬に心がほっこり温まっていたきたいと思えます。たくさんの参加をお待ちしています。

◇日 時 2月29日(金)
午前10時30分より演奏が始まります。

◇場 所 ふれあいず～お館

◇対 象 在宅の未就学児と保護者

◇講 師 野呂里香子さん

◇申込締切 2月23日(土)

●申込・お問合せ

○藤崎保育所 ☎75-3305

○地域子育て支援センター

☎75-6131

灯油購入費等助成のお知らせ

町では、灯油価格の急激な高騰により、厳しい生活が予想される低所得世帯に対し、灯油購入費等の一部を助成することとしました。

◇対象世帯(平成20年1月1日現在)

- (1) 町に住所を有している
- (2) 自宅等に居住している
- (3) 次の各号のいずれかに該当する世帯

①生活保護受給世帯

②高齢者(満65歳以上)のみで構成する世帯で、かつ平成19年度町・県民税非課税世帯

③身体障害者手帳、愛護手帳または精神障害者保健福祉手帳を所持している方がいる世帯で、かつ平成19年度町・県民税非課税世帯

④満18歳までの児童を養育している母子または父子等世帯で、かつ平成19年度町・県民税非課税世帯

※「世帯」については、役場に届け出ている世帯ではなく、生活実態に応じて認定しますので、ひとつの住宅等に住んでいるのであれば、同じ世帯として認定します。また、世帯員全員が社会福祉施設や病院等に入院している場合は、対象となりません。

◇助 成 額 一世帯あたり 8,000円

◇申請方法

役場福祉課または常盤支所に備え付けてある申請書に、対象世帯の世帯主名で申請してください。なお、申請書の提出は代理人でもできます。

また、申請する際には①印鑑②世帯主名義の町内金融機関((株)ゆうちょ銀行(旧日本郵政公社)を除く)の預金通帳③身体障害者等の手帳(持っている方がある場合)を持ってきてください。

◇申請受付期限 2月29日(金) ※土・日・祝日を除く

◇受付時間 午前8時15分～午後5時

※水曜日は午前8時15分～午後6時30分

●お問合せ 福祉課福祉係(内線2115・2116)

青森銀行藤崎町役場派出所およびATM営業終了のお知らせ

藤崎町役場派出所およびATMは、都合により平成20年3月31日(月)をもちまして、営業を終了させていただくこととなりました。

なお、派出所終了後におきましても、藤崎町町税・使用料等の収納事務は、役場会計課窓口にてお取り扱いしております。

また、最寄りのATMは以下のとおりとなります。

○ジャスコ藤崎店ATMコーナー

○青森銀行藤崎支店

●お問合せ 青森銀行藤崎支店 ☎75-3001

広報ふじさき有料広告

内職屋さん・パート急募!!

内職(まとめ、ミシン)・・・・・・・・・・若干名
縫製・検品パート(経験者優遇 午後4時～9時)・・・若干名

電話連絡の上委細面談

(株)ベシックサンミッシェルトキワ藤崎工場

☎75-2800

藤崎町大字藤崎字西村井67-1

担当/石澤



藤崎町臨時職員募集

◇募集条件等

職種	人数	職務内容	資格等
保健師	1名	保健指導業務に従事	保健師の資格を有する者または平成20年3月までに資格を取得する見込みの者

◇雇用予定時期 平成20年4月2日～

◇賃金等

賃金、通勤手当・期末手当等、社会保険・雇用保険加入有、有給休暇有

◇申込方法

○市販の履歴書に必要事項を記入し、写真貼付のうえ直接総務課人事係へ提出してください。

※土・日曜日、祝日は受付できません

○採否は直接本人に通知します。

◇申込締切 2月22日(金)

●申込・お問合せ 総務課人事係(内線2203)

「園芸講座」を開催します(藤崎いきいき生活大学)

寒さのきびしい時期ですが、春がまもなくやってきます。新シーズンに向けて庭木の手入れを身につけましょう。また、長く花を楽しめる寄せ植えも作ります。

◇日時・内容

①2月27日(水) 午後1時30分～2時30分「春の庭木の手入れについて」

講師：藤崎造園 兵藤勝幸さん

内容：桜、梅、藤など落葉樹の春先におこなえる庭木の剪定方法および春以降におこなう庭木全般の手入れ作業について

持ち物：屋外で庭木の見学をするので、防寒着など。

受講料：なし

②3月5日(水) 午後1時30分～2時30分「花の寄せ植え」

講師：藤崎造園 兵藤勝幸さん

内容：ピオラ、ロベリア、ガウラなどの1年草および宿根草に、藤つるなどの自然素材をアレンジして、長く花を楽しめる寄せ植えを作ります。

その他、花壇、寄せ植えで使われる花についての紹介など。

持ち物：作業できる服装、手袋

受講料：材料費として1,000円

定員：20名

◇場所 常盤生涯学習文化会館 多目的ホール

◇その他

生活大学受講カード、県民カレッジ手帳がある方は、持参してください。

●お問合せ 常盤生涯学習文化会館 ☎65-3100

広報ふじさき有料広告

地元だから安心!! 塗り替えは第二のマイホームづくりです。



(有)木村塗装

TOTO 光触媒塗装(光が洗う壁) 登録施工店

旭硝子 フッ素塗装(最高級塗料) //

その他にも各種仕上材 お気軽にご相談ください。

藤崎町大字西豊田三丁目2-4
TEL 75-5101 FAX 75-5102

1級技能士 4名

2級技能士 1名

2級建築施工技師 3名

平成20年度 基本健診およびがん検診 説明会のお知らせ

平成20年度より、新しい健診・保健指導が始まり、これまでの健診の内容や受け方が変わります。これに伴い、下記のとおり説明会を開催しますので、多数参加くださるようお願いいたします。

◇2月14日(木)

町文化センター

1回目 午後2時～

2回目 午後6時30分～

◇2月15日(金)

常盤生涯学習文化会館

1回目 午後2時～

2回目 午後6時30分～

●お問合せ

福祉課健康係(内線2120)

善意ありがとうございました

◇白鳥のえさとして 米四袋

○工藤 剛 様(下町)

お詫びと訂正

広報ふじさき1月号 14ページに掲載した「平成18年度藤崎町次世代育成支援行動計画の推進状況を公表します」の記事に誤りがありました。正しくは下記のとおりですので、お詫びして訂正します。

○休日保育事業 4保育園で実施
(ふじ・ときわ・水木・福島保育園)

2月29日(金)は
国民健康保険税 第7期
介護保険料 第7期
の納期限です

女性健康相談について

県では、思春期から更年期にいたる女性の、妊娠、出産等をはじめとした、女性特有のさまざまな支障や心身にわたる悩みに対応するための相談窓口として、各保健所に「女性健康相談」を設置しています。

◇相談対象

- ①思春期女子の相談
- ②妊娠、避妊の相談
- ③不妊に関する一般的な相談
- ④メンタルケアについての相談
- ⑤婦人科疾患、更年期障害の相談
- ⑥その他、性感染症を含む女性の心身の健康に関する一般的な相談

●お問合せ

中南地域県民局地域健康福祉部
保健総室(弘前保健所) ☎33-8521

青年国際交流事業に 参加しませんか

内閣府では、平成20年度に実施する国際交流事業(「国際青年育成交流」「日本・中国青年親善交流」「日本・韓国青年親善交流」「世界青年の船」「東南アジア青年の船」)の参加青年を募集しています。

●お問合せ 青森県環境生活部 青年・男女共同参画課

☎017-734-9224

今月は 「省エネルギー月間」です

国では、毎年2月を「省エネルギー月間」と定め、省エネルギーの意識啓発をはかっています。

限りあるエネルギー資源を大切にするとともに、地球温暖化を防止するため、私たち一人ひとりが、エネルギーを大切に使うよう心掛けましょう。



「地産地消のアイデア料理教室」を開催します (藤崎いきいき生活大学)

RABラジオでもおなじみの水嶋先生が、藤崎町の食材(豚肉・卵・にんにく・りんご・白菜など)を使った、「地産地消」のアイデアメニューを実習します。

- ◇日時 2月27日(水) 午前10時~午後1時
- ◇場所 町文化センター 実習創作室
- ◇講師 栄養士 水嶋 優子さん
- ◇内容 ①ギョーザ(焼きギョーザ2種、水ギョーザ1種)
②たまごのチリソース
③冬の野菜を使ったサッパリサラダ
④りんごのお菓子
※完成後、参加者で試食します。
- ◇持ち物 エプロン、三角巾、ふきん
- ◇受講料 材料費として700円
- ◇定員 先着24人(家族での参加歓迎します)
- ◇その他

生活大学受講カード、県民カレッジ手帳がある方は、持参してください。

- 申込・お問合せ ○常盤生涯学習文化会館 ☎65-3100
○町文化センター ☎75-3311

敬老おひな茶会のご案内

藤崎町茶華道協会と藤崎町老連茶道部と合同で旧正月に第3回「敬老おひな茶会」を行います。

老人施設の方々や保育園年長児もご招待しています。過ぎし日を想い起こし、元気な幼児と世代間交流をはかり、雛人形を前に一服のお茶で楽しいひとときをお過ごしくださいませ。

みなさまお誘い合わせのうえ多数のお越しをお待ちいたしております。

- ◇日時 2月8日(金) 午前10時~午後3時
- ◇場所 藤崎老人福祉センター 大広間 ◇参加料 無料
- ※当日は福祉バスでの送迎を行います。
- 行き: 午前10時 常盤老人福祉センター前出発
- 帰り: 午後0時30分 藤崎老人福祉センター前出発
- ほかに温泉送迎バス、町役場のバスもご利用ください。



- お問合せ 藤崎町茶華道協会 佐藤 ☎75-4020

県税 納税証明書の交付申請について

納税証明書は、納税者のみなさまの大切な情報を証明するものですから、窓口においていただいた方の確認等を厳格に行わせていただいております。ご協力をお願いします。

県税の納税証明書の交付を受ける際は、下記のものが必要です。

◇車検用納税証明書(無料)

- 本人(法人代表者)の場合
身分証明書、印鑑(代表者印)、自動車検査証(コピー可)

- 代理人の場合
代理人身分証明書および印鑑、委任状、自動車検査証(コピー可)

◇上記以外の納税証明書(手数料として1件につき県証紙400円が必要です)

- 本人(法人代表者)の場合
身分証明書、印鑑(代表者印)、(自動車税の場合)自動車検査証(コピー可)

- 代理人の場合
代理人身分証明書および印鑑、委任状および委任状に押印した本人印の印鑑登録証明書、(自動車税の場合)自動車検査証(コピー可)

※印鑑登録証明書は発行日から3か月以内の原本を提示してください。

※納税して間もないときは領収証書を提示してください。

- お問合せ 中南地域県民局県税部 管理課 ☎32-1131

戸籍の窓

(12月届出分)

お誕生おめでとう

() 内保護者

中野目 神 虎之介 (大地)

横 町 小野瑚友季 (精一)

若 松 築館未唯那 (健一)

常 盤 石動 亜衣 (邦彦)

曲新田 中田 裕敢 (開)

亀 岡 安原 蓮 (章仁)

伝 馬 三浦 翔太 (卓)

お悔やみ申し上げます

常 盤 横山 竹二 (85)

神 森山 たや (92)

福 島 鎌田 巳一 (89)

福 島 奈良岡マル (100)

下俵舛 小野キク子 (86)

水 沼 町田 ア子 (64)

常 盤 佐々木正三 (87)

緑 町 秋元恵美子 (75)

水 木 石澤 秀雄 (82)

富 柳 一戸 誠 (80)

この欄に載せたくない方は、届け出の時に窓口にお申し出てください

人の動き

人 口 16,613人 (-7)

男 7,860人 (-1)

女 8,753人 (-6)

世帯数 5,456世帯 (+12)

12月31日現在、()は前月比

れっつ えんじょい

ベイベーチャンプ

子育てサークル「baby champ」



今年度も新しい子育てサークルが誕生しました。その名も「baby champ(ベイベーチャンプ)」。会員のお母さんたちが持ち寄った名前の案の中から、多数決で決められました。代表を務めるのは中窪真紀子さん(下町)と山谷千裕さん(西豊田三)。毎月第二・第四木曜日、午前10時三十分から正午まで、子育て支援センター(藤崎保育所内)で例会を行っています。

結成当初の会員は八組の親子でしたが、まだまだ会員を募集しているそうなので、興味のある方はぜひ参加してみてください。

●お問合せ

○地域子育て支援センター

☎(75)6131

○藤崎保育所

☎(75)3305

家庭内の火災に注意

【相談内容】

ストーブの上にバスタオル等の洗濯物を吊して干していたところ、落下して火災が発生した。

【対策】

ストーブの上や近くに洗濯物や衣類等を吊してはいけません。また、ストーブの近くには燃えやすいものを置かないでください。

その他にも、次のことに注意しましょう。

○ガスコンロの下に、段ボールや新聞紙、ビニールシートなどの可燃物を敷いてはいけません。

○長期間使用している電化製品は、部品が劣化して過熱・発火するおそれがありますので、買い換えるか専門家の点検を受けましょう。

●お問合せ 青森県消費生活センター弘前相談室 ☎36-4500

あなたも参加 わたしもやります「交通安全」

県内の交通事故概況

(平成19年)

青森県交通対策協議会

	12月中	年累計	死者の状態	飲酒運転による死者	
				10人 (+6)	
発生	643件 (-88)	6,856件 (-583)	シートベルト	高齢者の死者 ~65歳以上の人~	
				54人 (+10)	
死者	10人 (-4)	92人 (+24)	シートベルト	自動車乗車中の死者	
				43人 (+24)	
傷者	791人 (-120)	8,643人 (-782)	シートベルト	非着用死者	
				17人 (+8)	
				着用していれば助かったと思われる人	
				10人 (+7)	

※ () 内は前年対比。速報値のため後日変更することがあります。